

委託業務仕様書

1 概要

岡山県備中県民局（以下、「県民局」という。）管内におけるアクティビティツーリズムによるインバウンド誘客に向けて、体験型観光コンテンツの魅力向上や販売力強化の支援を実施する。

2 委託業務名

インバウンド向けアクティビティ備中ツーリズム委託業務

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託限度額

3,960,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容・業務条件等

(1) 地域連携による体験コンテンツの掘り起こしと対応力強化

県民局管内の体験コンテンツを提供する事業者（以下「事業者」という。）の魅力向上や受入スキルの底上げを図るための事業者交流会を開催する。

①開催頻度

- ・県民局管内を「倉敷エリア（倉敷市・総社市・早島町）」「井笠エリア（笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町）」「高梁新見エリア（高梁市・新見市）」の3エリアに分け、各エリアにおいて2回以上実施すること。

②対象事業者

- ・既存コンテンツを持つ事業者や新たなコンテンツ開発を目指す事業者など、インバウンド誘客に意欲のある事業者の参加を促すこと。
- ・各回の参加者についての固定又は入れ替わりは問わない。

③内容

- ・単なる情報共有だけでなく、事業者同士による学びを促進し、事業者のモチベーションや創造力を高める機会とすること。
- ・各エリアにおいて、地域全体でのインバウンド対応力の向上を図ることができるよう設計すること。インバウンド対応力とは、オンライン予約対応や多言語でのオペレーションなどの初歩的なものを想定しているが、各エリアの観光資源やインバウンド来訪状況を踏まえ、各エリアに即したスキルの底上げを図ること。
- ・参加事業者からのアイデアや外部専門家による地域資源の再評価等により、既存コンテンツのインバウンド向けアレンジ提案など、各エリアでの体験コンテンツの掘り起こしを進めること。

④評価・分析

- ・適切な評価指標をあらかじめ設定すること。設定した評価指標について、具体的な目標値(KPI)を提案書に盛り込み、県民局と協議の上で確定させること。
- ・事業効果を得るために適した手段で評価・分析を行う体制を取り、意見交換の内容要約等を取りまとめの上、開催の都度県民局へ報告すること。
- ・県民局と協議の上、必要と認められた際には改善すること。

(2) 体験コンテンツの販売促進と魅力発信

県民局管内の体験コンテンツを販売促進し、管内の観光コンテンツについて魅力を発信する。

①ターゲット顧客層

・日本の文化体験に関心の高い、海外 OTA にて予約を行う FIT(個人旅行)層。

②体験コンテンツの選定

・公募または意欲・ポテンシャルに基づく選定により、県民局管内から 10 事業者程度を取り上げ、販売促進を行うこと。

③販売促進の手法

・販売促進の手法は自由とする。予算内でもっとも効果的で効率的な手法を提案すること。

・一時的な販売増ではなく、事業者自身の能力向上につながる支援等、継続効果が見込めるような取組とすること。

④評価・分析

・適切な評価指標をあらかじめ設定すること。設定した評価指標について、具体的な目標値 (KPI) を提案書に盛り込み、県民局との協議の上で確定させること。

6 実績報告書等の提出

委託業務終了後、速やかに事業実績報告書(任意様式)を作成し提出すること。なお、以下①～④の内容を含むものとし、また業務を通じて制作された成果物(交流会資料一式等)についても提出すること。

①交流会実施結果の分析

参加者の感想(満足度、スキル向上度、新たな取り組みへの意欲など)、交流会で生まれた具体的なアイデアや連携事例、今後の課題と改善策 等

②体験コンテンツ販売促進の実施結果及びその効果に係る分析

各コンテンツのインバウンド予約数・売上、対象事業者へのフィードバック、今後の販売戦略に関する提言 等

③委託業務実施の効果分析(地域のインバウンド対応に向けた機運の醸成等)

定量的な KPI(例:事業者へのアンケートによるインバウンド対応への意識変化、新たな多言語対応ツールの導入事例など)と、定性的な評価(例:事業者からの声、地域住民の反応など)について両面から報告すること。

④今後の県民局インバウンド施策への提案

本事業に取り組んだことにより感じた課題等を踏まえ、今後県民局にて取り組むべきインバウンド施策の方向性等について提案すること。

7 本業務の実施にかかる留意事項

- ・業務内容の詳細については、企画競争により受託者が特定した後、県民局との協議により変更することがある。また、契約締結後であっても内容変更を求められることがあるため、その場合は柔軟かつ迅速に対応すること。ただし、大幅な内容変更により受託者の業務遂行に著しい影響を与える場合は、別途協議の上、契約内容の見直しを行うものとする。
- ・実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、県民局の承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、県民局と十分協議しながら進めること。
- ・県民局へは、業務の進捗状況を定期的に報告するとともに、連絡調整会議を必

- 要に応じて実施し、十分な情報共有を行うこと。また、県民局は、受託者に対し、必要に応じて業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- ・本業務で作成した制作物の著作権及び所有権は、原則として県民局に帰属するものとする。ただし、受託者が本業務以前に保有する著作物または汎用的に利用するツール等については、別途協議の上、利用許諾契約等を締結することがある。
 - ・受託者は、当該業務の遂行方法等について不明な点が生じたときは、その都度、県民局と協議しながら行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
 - ・本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
 - ・本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については、十分に注意し、流出・損失を生じないこと。